

被保険者 各位

ロートグループ健康保険組合
理事長 瀬本 英俊



規約の一部変更について

ロートグループ健康保険組合規約の一部について、近畿厚生局の承認を受けましたので公告いたします。

記

第4条 別表1中

「インターステム株式会社 東京都八王子市」の次に「天藤製薬株式会社 大阪府豊中市新千里東町」を加える。

「天藤製薬株式会社 大阪府豊中市新千里東町」の次に「ロートニッテン株式会社 愛知県名古屋市南区桜本町」を加える。

「ロートニッテン株式会社 愛知県名古屋市南区桜本町」の次に「ロートニッテンファーマ株式会社 愛知県名古屋市南区桜本町」を加える。

「ロートニッテンファーマ株式会社 愛知県名古屋市南区桜本町」の次に「株式会社ロートセルフファクトリー東京 東京都墨田区江東橋」を加える

第15条 「通常組合会は、毎年2月及び7月に招集することを常例とする。」を
「通常組合会は、毎年2月及び8月に招集することを常例とする。」に改める。

附則 この規約は、令和6年4月1日から施行する。

以上

【適用事業所一覧】

事業所番号	事業所名
100	エムジーファーマ株式会社
200	株式会社ケレス沖縄
300	農業生産法人有限会社やえやまファーム
400	株式会社はじまり屋
500	株式会社北辰フーズ
610	ロート製薬株式会社
700	摩耶堂製薬株式会社
800	株式会社ロートウェルコート
909	クオリテックファーマ株式会社
1000	インターステム株式会社
1100	天藤製薬株式会社
1200	ロートニッテン株式会社
1300	ロートニッテンファーマ株式会社
1400	株式会社ロートセルフファクトリー東京